処分ID	処分名	部	課	複数課内訳	根拠規定	根拠条項	基準設定	基準未設定理由	標準処理期間
1101001	使用の許可及び許可事項変更の許可	危機管理部	防災危機管理課		鈴鹿市河川防災センター条例	第3条第1項	有		即日
	ZANA II JAKO I	70 22 1 24			鈴鹿市自転車等の放置防止及び適正な処理に関	No objective of	1,		
1102001	撤去、保管等に要する費用の徴収の免除	危機管理部	交通防犯課		する条例施行規則	第16条第1項	有		即日
1102002	利用の許可	危機管理部	交通防犯課		 鈴鹿市自転車駐車場管理条例 	第5条第1項	 有		即日
1102003	利用料金の減免	危機管理部	交通防犯課		鈴鹿市自転車駐車場管理条例	第8条	有		即日
1102004	利用料金の還付	危機管理部	交通防犯課		 鈴鹿市自転車駐車場管理条例	第9条	有		即日
1102005	利用料金の還付	危機管理部	交通防犯課		鈴鹿市自転車駐車場管理条例	第9条	有		即日
		政策経営部	財政課		鈴鹿市手数料条例				処分の先例がない、又は稀であるため、設定が
	手数料の還付					第4条		るため、設定が困難 法令等に判断基準が言い尽くさ	困難
1113002	手数料の減免	政策経営部	財政課		鈴鹿市手数料条例	第6条			事案ごとに手続きが異なるため設定が困難
1113003	分担金の徴収猶予等	政策経営部	財政課		鈴鹿市分担金徴収条例	第4条		性質上、事案ごとの裁量が大き いため、設定が困難	事案ごとに手続きが異なるため設定が困難
1113004	延滞金の免除	政策経営部	財政課		鈴鹿市税外収入金に対する督促手数料及び延滞 金徴収条例	第4条第4項		性質上、事案ごとの裁量が大き いため、設定が困難	事案ごとに手続きが異なるため設定が困難
1121001	公文書の公開請求に対する決定	総務部	総務課		 鈴鹿市情報公開条例	第12条		法令等に判断基準が言い尽くさ れているため、設定が不要	 公開請求書が実施機関の事務所に到達した日か ら起算して15日以内
1123001	行政財産の目的外使用料の減免	総務部	管財課		鈴鹿市市有財産条例	第8条	有		15日以内
	行政財産の目的外使用料の還付	総務部	管財課		鈴鹿市市有財産条例	第10条		処分の先例がない、又は稀であ るため、設定が困難	処分の先例がない、又は稀であるため、設定が 困難
1120002		NO 177 DP	自利林		即此中印书对注不例	#10A	71%	でには、政定が四条	PLXE
1131001	使用の許可又は特別設備等の許可	地域振興部	地域協働課		鈴鹿市コミュニティセンター条例	第2条の6第1項	有		7日以内
1131003	使用の許可又は許可事項変更の許可	地域振興部	地域協働課		鈴鹿市立公民館条例	第6条第1項	有		即日
1131004	使用料の減免	地域振興部	地域協働課		鈴鹿市立公民館条例	第8条	有		即日
1131005	使用の許可又は許可事項変更の許可	地域振興部	地域協働課		 鈴鹿市ふれあいセンター条例	第5条第1項	有		即日
1131006	使用料の減免	地域振興部	地域協働課		鈴鹿市ふれあいセンター条例	第8条第2項	有		即日
							1,		
1131007	使用料の還付	地域振興部	地域協働課		鈴鹿市ふれあいセンター条例	第9条	<u>有</u>		7日間(還付の承認)
1131008	特別設備の設置等の許可	地域振興部	地域協働課		 鈴鹿市ふれあいセンター条例 	第11条		処分の先例がない、又は稀であ るため、設定が困難	処分の先例がない、又は稀であるため、設定が 困難
1132001	隣保館使用の許可	地域振興部	人権政策課		鈴鹿市隣保館条例	第4条第1項	有		1日
1132002	児童館利用の許可	地域振興部	人権政策課		鈴鹿市児童館条例	第4条第1項	有		1日
<u>113</u> 3001	使用の許可等	地域振興部	男女共同参画課		 鈴鹿市男女共同参画センター条例	第4条第1項		法令等に判断基準が言い尽くさ れているため、設定が不要	即日
	使用料の還付	地域振興部	男女共同参画課		鈴鹿市男女共同参画センター条例	第7条		法令等に判断基準が言い尽くさ れているため、設定が不要	1か月半
	[XANTI Y XEI]	יון די און אייטיי	ングハログロ外			21.10		法令等に判断基準が言い尽くさ	
1133003	団体の登録	地域振興部	男女共同参画課		鈴鹿市男女共同参画センター条例施行規則	第4条			事務の性質上設定が困難なため

処分ID	処分名	部	課	複数課内訳	根拠規定	根拠条項	基準設定	基準未設定理由	標準処理期間
1141001	利用の許可又は許可事項変更の許可	文化スポーツ部	文化振興課		鈴鹿市民会館条例	第8条第1項	有		即日
1141002	利用料金の還付	文化スポーツ部	文化振興課		鈴鹿市民会館条例	第12条ただし書	有		14日以内
1141003	特別設備等の許可	文化スポーツ部	文化振興課		鈴鹿市民会館条例	第13条第1項	有		即日
1141004		文化スポーツ部			鈴鹿市文化会館条例	第8条第1項	有		即日
		文化スポーツ部			鈴鹿市文化会館条例	第12条第4項	有		10日以内
		文化スポーツ部			鈴鹿市文化会館条例	第13条ただし書	有		14日以内
		文化スポーツ部			鈴鹿市文化会館条例	第14条第1項	有		即日
		文化スポーツ部			鈴鹿市文化会館条例	第11条第4項	有		10日以内
		文化スポーツ部			佐佐木信綱記念館条例	第5条第1項	右		即日
		文化スポーツ部			佐佐木信綱記念館条例	第6条第1項	有		3日以内
		文化スポーツ部					 		
					佐佐木信綱記念館条例	第9条第2項	 		即日
		文化スポーツ部			佐佐木信綱記念館条例	第10条	有		14日以内
		文化スポーツ部			佐佐木信綱記念館条例施行規則	第5条第1項	1		3日以内
		文化スポーツ部			佐佐木信綱記念館条例施行規則	第6条第1項	有 ,	性質上、事案ごとの裁量が大き	3日以内
		文化スポーツ部			<u>鈴鹿市文化財保護条例施行規則</u>	第6条	無	いため、設定が困難	7日以内
		文化スポーツ部			鈴鹿市資料館条例 	第9条第1項	有 		3日以内
		文化スポーツ部			鈴鹿市資料館条例 	第11条	有		3日以内
		文化スポーツ部			鈴鹿市考古博物館条例 	第6条第1項	有		7日以内
		文化スポーツ部			<u>鈴鹿市考古博物館条例</u>	第6条第2項		法令等に判断基準が言い尽くさ	7日以内
		文化スポーツ部			鈴鹿市考古博物館条例 	第9条ただし書		れているため、設定が不要	7日以内
1142013	使用料の免除	文化スポーツ部	文化財課		鈴鹿市考古博物館条例 	第10条	有		7日以内
1142014	観覧料の免除	文化スポーツ部	文化財課		<u>鈴鹿市考古博物館条例</u>	第10条	有		即日
	資料の貸出の許可 県指定史跡名勝天然記念物の現状変更等のうち、一定のも	文化スポーツ部	文化財課		<u>鈴鹿市考古博物館条例</u> 三重県の事務処理の特例に関する条例	第11条 第2条第2項, 別表第2 の35の項		法令等に判断基準が言い尽くさ	7日以内
1142017	のの許可	文化スポーツ部	文化財課		三重県文化財保護条例施行規則	第39条第2項, 別表第		れているため、設定が不要	
1143001	使用の許可	文化スポーツ部	スポーツ課		鈴鹿市運動施設の設置及び管理に関する条例 2/7	第3条第1項	有		即日

処分ID	処分名	部	課	複数課内訳	根拠規定	根拠条項	基準設定	基準未設定理由	標準処理期間
1143002	特別設備等の許可	文化スポーツ部	スポーツ課		鈴鹿市運動施設の設置及び管理に関する条例	第8条第1項	有		即日
					鈴鹿市運動施設の設置及び管理に関する条例施				
1143003	許可事項変更の許可 	文化スポーツ部	スポーツ課		行規則 	第7条	有		即日
1144001	図書館施設の使用の許可等	文化スポーツ部	図書館		鈴鹿市立図書館条例	第5条	有		7日間
1144002	 使用料の還付 	文化スポーツ部	図書館		鈴鹿市立図書館条例 	第8条	有		1月以内
1151001	使用の許可	環境部	環境政策課		鈴鹿市斎苑条例	第3条		法令等に判断基準が言い尽くさ れているため、設定が不要	即日
1151002	使用料の減免	環境部	環境政策課		鈴鹿市斎苑条例	第5条		 法令等に判断基準が言い尽くさ れているため、設定が不要	25日
			環境政策課		三重県小規模水道条例	第5条	±		30日
1131003							111		30日
1151004	小規模水道の布設工事の設計の確認	環境部	環境政策課		三重県小規模水道条例	第5条	有	ナムゲー 地に甘油 おきいロノナ	30日
1152001	許可証の再交付	環境部	廃棄物対策課		鈴鹿市廃棄物の処理及び清掃に関する条例	第19条		法令等に判断基準が言い尽くさ れているため、設定が不要	7日
1154001	使用の許可	環境部	環境施設課		鈴鹿市鈴が谷運動広場の設置及び管理に関する 条例	第3条第1項		法令等に判断基準が言い尽くされているため、設定が不要	即日
1154002	使用料の減免	環境部	環境施設課		鈴鹿市鈴が谷運動広場の設置及び管理に関する 条例	第5条第2項		処分の先例がない、又は稀であ るため、設定が困難	
1154003	使用料の還付	環境部	環境施設課		 鈴鹿市鈴が谷運動広場の設置及び管理に関する 条例	第6条		 法令等に判断基準が言い尽くさ れているため、設定が不要	14日
					参鹿市鈴が谷運動広場の設置及び管理に関する		, and	1000 07207 (22.27)	
1154004	使用許可の変更許可	環境部	環境施設課		条例 鈴鹿市子育て応援館の設置及び管理に関する条	第3条第1項	有		14日
1161001	施設の使用の許可	こども政策部	こども政策課			第5条第1項	有		7日間
1162001	施設設備の貸与の許可(鈴鹿市立学校施設使用条例第3条の例による)	こども政策部	こども育成課		鈴鹿市立幼稚園の管理に関する規則	第22条	有		30日以内
1162002	一時預かり事業の利用の承諾	こども政策部	こども育成課		鈴鹿市立保育所設置条例施行規則	第10条		法令等に判断基準が言い尽くさ れているため、設定が不要	14日以内
1162003	病後児保育事業の利用の承諾	こども政策部	こども育成課		 鈴鹿市立保育所設置条例施行規則	第21条		 法令等に判断基準が言い尽くされているため、設定が不要	14日以内
					児童福祉法に基づく助産の実施及び母子保護の実		+		
	費用徴収額の減免 	こども政策部	こども家庭支援課			第6条		 法令等に判断基準が言い尽くさ	14日
1171001	災害見舞金の支給	健康福祉部	健康福祉政策課		<u>鈴鹿市災害見舞金条例</u>	第5条	無	れているため、設定が不要	15日以内 ル分の先例がなく、あらかじめ標準処理期間を設
1171002	災害援護資金の貸付けの決定	健康福祉部	健康福祉政策課			第12条第1項	無	れているため、設定が不要	処がの元例がなく、めらかしめ標準処理期间を設定することが困難である
1171003	補助金の支出	健康福祉部	健康福祉政策課		鈴鹿市社会福祉法人に対する助成の手続に関する条例	第3条, 第4条		性質上、事案ごとの裁量が大き いため、設定が困難	7日
1173001	養護老人ホームへの入所措置に要する費用徴収額の減免	健康福祉部	長寿社会課		鈴鹿市老人福祉法に基づく養護老人ホームへの入 所等の措置に要する費用の徴収等に関する規則	第6条	有		14日
1174001	職親の登録	健康福祉部	障がい福祉課		鈴鹿市知的障害者福祉法施行細則	第5条第2項		性質上、事案ごとの裁量が大き いため、設定が困難	性質上、事案ごとの裁量が大きいため、設定が困 難
		-			 鈴鹿市基準該当障害福祉サービス事業者の登録			法令等に判断基準が言い尽くさ	
11/4002	基準該当障害福祉サービス事業者の登録	健康福祉部	障がい福祉課		等に関する規則	第3条		れているため、設定が不要 性質上、事案ごとの裁量が大き	30日
1174003	利用者負担額の減免	健康福祉部	障がい福祉課		鈴鹿市地域生活支援事業実施規則 2./7	第4条		いため、設定が困難	難

処分ID	処分名	部	課	複数課内訳	根拠規定	根拠条項	基準設定	基準未設定理由	標準処理期間
1174004	未支給手当の支給	健康福祉部	障がい福祉課		鈴鹿市特別障害者手当等事務取扱細則	第27条		法令等に判断基準が言い尽くさ れているため、設定が不要	申請数が少ないため、設定していないが、申請が あれば5日以内に処理をしている
1174005	利用の許可	健康福祉部	障がい福祉課		鈴鹿市障害者生活介護施設の設置及び管理に関 する条例	第9条第1項	有		指定管理者が処理を行うため。
1174006	利用の許可	健康福祉部	障がい福祉課		鈴鹿市療育センター条例	第9条第1項	有		指定管理者が処理を行うため。
1175001	出産育児一時金の支給	健康福祉部	保険年金課		鈴鹿市国民健康保険条例 	第4条第1項	有		1か月
1175002	葬祭費の支給	健康福祉部	保険年金課		<u>鈴鹿市国民健康保険条例</u>	第5条第1項	有		1か月
1175003	延滞金の減免	健康福祉部	保険年金課		<u>鈴鹿市国民健康保険条例</u>	第40条第4項	無		30日
1175004	保険料の徴収猶予	健康福祉部	保険年金課		<u>鈴鹿市国民健康保険条例</u>	第41条第1項		法令等に判断基準が言い尽くされているため、設定が不要	30日
1175005	保険料の減免	健康福祉部	保険年金課		鈴鹿市国民健康保険条例	第42条第1項	有		30日
	新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被 保険者等に係る保険料の減免	健康福祉部	保険年金課		鈴鹿市国民健康保険条例 	第42条第1項	有		30日
1175007	新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に対する 傷病手当金の支給	健康福祉部	保険年金課		鈴鹿市国民健康保険条例	附則第8条,第9条	有		 15日 即日(ただし、転入は2日、後期高齢者医療保険
1176001	受給資格の認定	健康福祉部	福祉医療課		鈴鹿市福祉医療費等の助成に関する条例	第5条第1項		法令等に判断基準が言い尽くさ れているため、設定が不要	加入の障がい者は1か月、一人親家庭等の母、 一人親家庭等の父及び一人親家庭等の児童は3
1176002	受給資格証の更新	健康福祉部	福祉医療課		鈴鹿市福祉医療費等の助成に関する条例	第5条第3項		法令等に判断基準が言い尽くさ れているため、設定が不要	40日
1176003	証明書料の助成	健康福祉部	福祉医療課		鈴鹿市福祉医療費等の助成に関する条例	第7条		法令等に判断基準が言い尽くさ れているため、設定が不要	40日
1176004	助成の決定	健康福祉部	福祉医療課		鈴鹿市福祉医療費等の助成に関する条例	第9条第1項			40日(ただし、県外受診及び療養費申請分は50日、後期高齢者医療保険に加入する障がい者は60日)
1176005	受給資格証の再交付	健康福祉部	福祉医療課		鈴鹿市福祉医療費等の助成に関する条例施行規 則	第9条		法令等に判断基準が言い尽くさ れているため、設定が不要	即日
1177001	使用の許可又は許可事項変更の許可	健康福祉部	地域医療推進課		鈴鹿市保健センター条例	第5条	有		7日以内
1177002	特別設備の設置等の許可	健康福祉部	地域医療推進課		鈴鹿市保健センター条例	第5条	有		7日以内
1181001	利用の許可	産業振興部	産業政策課		鈴鹿市共同作業場条例	第3条		処分の先例がない、又は稀であ るため、設定が困難	処分の先例がない、又は稀であるため、設定が 困難
1181002	使用料の減免	産業振興部	産業政策課		鈴鹿市共同作業場条例	第6条		処分の先例がない、又は稀であ るため、設定が困難	処分の先例がない、又は稀であるため、設定が 困難
1181003	立地環境整備の決定	産業振興部	産業政策課		鈴鹿市工業振興条例	第4条第1項		法令等に判断基準が言い尽くさ れているため、設定が不要	前例がないため、未設定
1181004	奨励措置の承継	産業振興部	産業政策課		鈴鹿市工業振興条例	第11条		法令等に判断基準が言い尽くさ れているため、設定が不要	前例がないため、未設定
1181005	奨励措置停止の解除の決定	産業振興部	産業政策課		鈴鹿市工業振興条例施行規則 T	第14条第2項		処分の先例がない、又は稀であ るため、設定が困難	前例がないため、未設定
1181006	使用の許可	産業振興部	産業政策課		<u>鈴鹿市労働福祉会館条例</u>	第3条	有		14日以内
1181007	使用料の減免	産業振興部	産業政策課		鈴鹿市労働福祉会館条例	第7条	有		14日以内
1181008	使用料の還付	産業振興部	産業政策課		鈴鹿市労働福祉会館条例	第8条		法令等に判断基準が言い尽くさ れているため、設定が不要	14日以内

処分ID	処分名	部	課	複数課内訳	根拠規定	根拠条項	基準設定	基準未設定理由	標準処理期間
1181009	使用の変更又は取消の許可	産業振興部	産業政策課		鈴鹿市労働福祉会館条例施行規則	第4条第2項	有		14日以内
							-		
		産業振興部	産業政策課			第9条			14日以内 使用の許可 即日、資料の特別使用許可 14日
1182001	使用の許可又は資料の特別利用の許可	産業振興部	商業観光政策課		<u>鈴鹿市伝統産業会館条例</u>	第4条第1項	無	れているため、設定が不要	以内
1182002	使用料の減免	産業振興部	商業観光政策課		鈴鹿市観光自動車駐車場条例	第4条	有	bn // o # /rl/st / / / / / /	14日以内
1182003	使用料の還付	産業振興部	商業観光政策課		鈴鹿市伝統産業会館条例	第7条		処分の先例がない、又は稀であ るため、設定が困難	処分の先例がない、又は稀であるため、設定が 困難
1182005	使用料の減免	産業振興部	商業観光政策課		鈴鹿市観光自動車駐車場条例	第4条	有		14日以内
1182006	用途外使用の許可	産業振興部	商業観光政策課		鈴鹿市観光自動車駐車場条例	第10条第1項		処分の先例がない、又は稀であ るため、設定が困難	処分の先例がない、又は稀であるため、設定が 困難
1183001	使用の許可	産業振興部	農林水産課		 鈴鹿市農村環境改善センターの設置及び管理に関する条例	第5条		法令等に判断基準が言い尽くさ れているため、設定が不要	14日以内
		産業振興部	農林水産課		鈴鹿市農村環境改善センターの設置及び管理に関	第10条			14日以内
					鈴鹿市農村環境改善センターの設置及び管理に関				
1183003	使用料の還付	産業振興部	農林水産課		する条例 お鹿市農村環境改善センターの設置及び管理に関	第11条	有	法令等に判断基準が言い尽くさ	14日以内
1183004	使用内容の変更の許可	産業振興部	農林水産課			第4条	無	れているため、設定が不要	14日以内
1183005	工作物の設置等の承認	産業振興部	農林水産課		鈴鹿市漁港管理条例	第4条第1項	無	処分の先例がない、又は稀であ るため、設定が困難	
1183006	危険物等の荷役の許可	産業振興部	農林水産課		鈴鹿市漁港管理条例	第7条第2項		処分の先例がない、又は稀であ るため、設定が困難	
1183007	漁港施設の占用等の許可、許可事項変更の許可	産業振興部	農林水産課		鈴鹿市漁港管理条例	第12条第1項·第2項	無	処分の先例がない、又は稀であ るため、設定が困難	
1183008	 占用料の減免及び分納の許可	産業振興部	農林水産課		 鈴鹿市漁港管理条例	第15条第3項		処分の先例がない、又は稀であ るため、設定が困難	
1183009	占用料の還付	産業振興部	農林水産課		鈴鹿市漁港管理条例	第15条第4項		処分の先例がない、又は稀であ るため、設定が困難	
								法令等に判断基準が言い尽くさ	0.755
		土木部	土木総務課			第3条		れているため、設定が不要 法令等に判断基準が言い尽くさ	3週間
1191002	道路占用料の返還	土木部	土木総務課		<u>鈴鹿市道路占用料徴収条例</u>	第5条		れているため、設定が不要 法令等に判断基準が言い尽くさ	
1191003	占用料の減免(準用河川)	土木部	土木総務課		鈴鹿市河川占用料徴収条例	第4条	無	れているため、設定が不要	3週間
1191004	占用料の返還(準用河川)	土木部	土木総務課		<u>鈴鹿市河川占用料徴収条例</u>	第5条		法令等に判断基準が言い尽くされているため、設定が不要	
1191005	行為の許可(法定外公共物占用等)・許可の更新	土木部	土木総務課		鈴鹿市法定外公共物管理条例	第4条第1項	有		3週間
1191007	占用料の減免(法定外公共物占用等)	土木部	土木総務課		鈴鹿市法定外公共物管理条例	第9条, 第10条		法令等に判断基準が言い尽くさ れているため、設定が不要	3週間
1191008	権利譲渡等の承認(法定外公共物占用等)	土木部	土木総務課		鈴鹿市法定外公共物管理条例	第11条		法令等に判断基準が言い尽くさ れているため、設定が不要	3週間
								法令等に判断基準が言い尽くさ	
1191009	道路占用権利譲渡の承認 	土木部	土木総務課		<u>鈴鹿市道路占用規則</u> 鈴鹿市土地譲渡益重課税制度及び長期譲渡所得 課税の特例制度に係る優良宅地等認定事務に関	第14条		れているため、設定が不要 法令等に判断基準が言い尽くさ	3週間
1201001	計画の変更の認定	都市整備部	都市計画課		する規則	第8条			30日

処分ID	処分名	部	課	複数課内訳	根拠規定	根拠条項	基準設定	基準未設定理由	標準処理期間
1201002	屋外広告物の設置許可(第5条第1項)	都市整備部	都市計画課		三重県屋外広告物条例	第5条第1項		法令等に判断基準が言い尽くさ れているため、設定が不要	21日
1201003	禁止地域内における自家用広告物の設置許可(第6条第4 項)	都市整備部	都市計画課		三重県屋外広告物条例	第6条第4項		法令等に判断基準が言い尽くさ れているため、設定が不要	14日
1201004	禁止地域内における道標, 案内図板等の設置許可(第6条 第5項)	都市整備部	都市計画課		三重県屋外広告物条例	第6条第5項		法令等に判断基準が言い尽くさ れているため、設定が不要	14日
1201005	屋外広告物設置許可の更新	都市整備部	都市計画課		三重県屋外広告物条例	第10条第3項		法令等に判断基準が言い尽くさ れているため、設定が不要	14日
1201006	屋外広告物の変更等の許可	都市整備部	都市計画課		三重県屋外広告物条例	第12条第1項		法令等に判断基準が言い尽くさ れているため、設定が不要	14日
1201007	設計の確認	都市整備部	都市計画課		三重県宅地開発事業の基準に関する条例	第6条第1項		法令等に判断基準が言い尽くさ れているため、設定が不要	30日
1201008	設計の変更の確認	都市整備部	都市計画課		三重県宅地開発事業の基準に関する条例	第9条第1項		法令等に判断基準が言い尽くさ れているため、設定が不要	30日
1201009	開発区域内の土地における建築の承認	都市整備部	都市計画課		三重県宅地開発事業の基準に関する条例	第12条の2		法令等に判断基準が言い尽くさ れているため、設定が不要	
1202001	行為の許可	都市整備部	市街地整備課		鈴鹿市都市公園条例	第4条第1項	有		30日以内
1202002	許可事項変更の許可	都市整備部	市街地整備課		鈴鹿市都市公園条例	第4条第3項		法令等に判断基準が言い尽くさ れているため、設定が不要	30日以内
1202003	使用料の減免又は還付	都市整備部	市街地整備課		鈴鹿市都市公園条例	第12条	有		30日以内
1202004	公園予定区域等における行為の許可(第4条第1項準用)	都市整備部	市街地整備課		鈴鹿市都市公園条例	第16条	無	将来的に処分が見込めないた め、設定の実益がない	
1202005	公園予定区域等における許可事項変更の許可(第4条第3項 準用)	都市整備部	市街地整備課		鈴鹿市都市公園条例	第16条		将来的に処分が見込めないた め、設定の実益がない	
1202006	公園予定区域等における使用料の減免又は還付(第12条準 用)	都市整備部	市街地整備課		鈴鹿市都市公園条例	第16条		将来的に処分が見込めないた め、設定の実益がない	
1303001	農業集落排水設備の新設等の工事の承認、承認事項変更 の承認	上下水道局	営業課		鈴鹿市農業集落排水処理施設条例	第6条第1項		法令等に判断基準が言い尽くさ れているため、設定が不要	14日
1303002	農業集落排水使用料の減免	上下水道局	営業課		鈴鹿市農業集落排水処理施設条例	第14条		法令等に判断基準が言い尽くさ れているため、設定が不要	14日
1303003	行為の許可、許可事項変更の許可(農業集落排水)	上下水道局	複数課	営業課,下水道工務課	鈴鹿市農業集落排水処理施設条例	第16条		法令等に判断基準が言い尽くさ れているため、設定が不要	14日
1303004	排水設備等の計画の確認、確認事項の変更の確認	上下水道局	営業課		鈴鹿市公共下水道条例	第6条		法令等に判断基準が言い尽くさ れているため、設定が不要	14日
1303005	排水設備指定工事店の指定	上下水道局	営業課		鈴鹿市公共下水道条例	第7条		法令等に判断基準が言い尽くさ れているため、設定が不要	30日
1303006	排水設備指定工事店指定の更新	上下水道局	営業課		鈴鹿市公共下水道条例	第7条第3項		法令等に判断基準が言い尽くさ れているため、設定が不要	60日
1303007	下水道一時使用料の徴収	上下水道局	営業課		鈴鹿市公共下水道条例	第17条第4項		法令等に判断基準が言い尽くさ れているため、設定が不要	14日
1303008	公共下水道使用料の減免	上下水道局	営業課		鈴鹿市公共下水道条例	第27条		法令等に判断基準が言い尽くさ れているため、設定が不要	14日
1303009	排水設備指定工事店証の再交付	上下水道局	営業課		鈴鹿市公共下水道条例	第7条の5		法令等に判断基準が言い尽くさ れているため、設定が不要	14日
1303010	下水道受益者負担金の賦課の保留	上下水道局	営業課		鈴鹿市公共下水道事業受益者負担に関する条例	第8条		法令等に判断基準が言い尽くさ れているため、設定が不要	30日
1303011	下水道受益者負担金の徴収猶予	上下水道局	営業課		鈴鹿市公共下水道事業受益者負担に関する条例	第9条		法令等に判断基準が言い尽くさ れているため、設定が不要	14日

処分ID	処分名	部	課	複数課内訳	根拠規定	根拠条項	基準設定	基準未設定理由	標準処理期間
1303012	下水道受益者負担金の減免	上下水道局	営業課		鈴鹿市公共下水道事業受益者負担に関する条例	第10条		法令等に判断基準が言い尽くさ れているため、設定が不要	14日
1303013	下水道受益者負担金延滞金の減免	上下水道局	営業課		鈴鹿市公共下水道事業受益者負担に関する条例	第12条		性質上、事案ごとの裁量が大き いため、設定が困難	14日
1303014	下水道区域外流入分担金の減免	上下水道局	営業課		鈴鹿市公共下水道区域外流入分担金の徴収に関 する条例	第6条		性質上、事案ごとの裁量が大き いため、設定が困難	14日
1303015	下水道区域外分担金延滞金の減免	上下水道局	営業課		鈴鹿市公共下水道区域外流入分担金の徴収に関 する条例	第7条第2項		性質上、事案ごとの裁量が大き いため、設定が困難	14日
1303017	指定給水装置工事業者証の再交付	上下水道局	営業課		鈴鹿市水道事業給水条例	第7条第4項		法令等に判断基準が言い尽くさ れているため、設定が不要	7日
1303019	水道料金の減免	上下水道局	営業課		鈴鹿市水道事業給水条例	第30条		性質上、事案ごとの裁量が大き いため、設定が困難	14日
1303020	排水設備等の計画の取消し	上下水道局	営業課		鈴鹿市公共下水道条例	第6条		性質上、事案ごとの裁量が大き いため、設定が困難	14日
1306001	揚水設備の設置の許可	上下水道局	水道施設課		鈴鹿市水道水源流域保全条例	第26条第1項		法令等に判断基準が言い尽くさ れているため、設定が不要	30日以内
1306002	揚水設備の変更の許可	上下水道局	水道施設課		鈴鹿市水道水源流域保全条例	第29条第1項		法令等に判断基準が言い尽くさ れているため、設定が不要	30日以内
1501001	使用の許可	消防部局	消防総務課		鈴鹿市コミュニティ消防センター条例	第3条第1項	有		7日
1501002	許可事項変更の許可	消防部局	消防総務課		鈴鹿市コミュニティ消防センター条例	第3条第1項	有		7日
1503001	タンクの水張検査等	消防部局	予防課		鈴鹿市火災予防条例	第47条		法令等に判断基準が言い尽くさ れているため、設定が不要	10日間(休業日除く)
1503002	許可証等の再交付	消防部局	予防課		鈴鹿市危険物規制規則	第17条		法令等に判断基準が言い尽くさ れているため、設定が不要	10日間(休業日除く)
1503003	災害時における危険物の仮貯蔵又は仮取扱いの承認の申 請に対する審査に係る手数料の免除	消防部局	予防課		鈴鹿市手数料条例	第6条第4項	有		10日間(休業日除く)
1999001	見舞金等の決定	文化スポーツ部	複数課	文化振興課, スポー ツ課 廃棄物対策課, 環境	鈴鹿市少年団体傷害見舞金等条例	第2条		法令等に判断基準が言い尽くさ れているため、設定が不要	14日
1999002	一般廃棄物処理手数料の減免	環境部	複数課	施設課、クリーンセンター 廃棄物対策課、環境	 鈴鹿市廃棄物の処理及び清掃に関する条例	第15条	有		6日
1999003	使用の許可	環境部	複数課	廃業物対泉味, 環境 施設課, クリーンセン ター	鈴鹿市廃棄物処理施設条例	第3条		法令等に判断基準が言い尽くさ れているため、設定が不要	20日
1999004	占用の許可、許可事項変更の許可	複数部局	複数課	河川雨水対策課,経営企画課	鈴鹿市公共下水道条例	第23条第1項	有		14日
1999005	占用料の減免等(鈴鹿市道路占用料徴収条例第3条準用)	複数部局	複数課	河川雨水対策課, 経営企画課	 鈴鹿市公共下水道条例 	第23条第3項		法令等に判断基準が言い尽くさ れているため、設定が不要	14日
1999006	学校施設の使用許可	複数部局		教育総務課,子ども 政策課	鈴鹿市立学校施設使用条例 T	第3条		法令等に判断基準が言い尽くさ れているため、設定が不要	7日
1999007	行政財産の目的外使用料の減免	上下水道局	複数課	経営企画課,下水道工務課,水道施設課	 鈴鹿市上下水道局公有財産に関する規程 		有		14日
1999008	行為の許可、許可事項変更の許可(公共下水道)	上下水道局	複数課	営業課, 下水道工務 課	下水道法	第24条第1項		法令等に判断基準が言い尽くさ れているため、設定が不要	14日